

当座勘定規定（個人当座用）

筑邦銀行

第1条（当座勘定への受入れ）

- ① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- ② 小切手要件、手形要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条（証券類の受入れ）

- ① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条（本人振込み）

- ① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条（第三者振込み）

- ① 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- ② 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様

に取扱います。

第5条（受入証券類の不渡り）

- ① 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受けけた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- ② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条（小切手、手形の金額の取扱い）

小切手、手形を受入れまたは支払う場合には、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条（小切手、手形の支払）

- ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。
- ② 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- ③ 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出したまたは引受け名義のいかににかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。
- ④ 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。

- ⑤ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座預金入金帳とともに提出してください。また、払戻しに際して当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。

第8条（小切手、手形用紙）

- ① 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。
- ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- ③ 前2項以外の小切手または手形については、当行はその支払をしません。
- ④ 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- ⑤ 小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- ⑥ 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条（支払の範囲）

- ① 呈示された小切手、手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- ② 呈示された小切手、手形は呈示日の15時まで当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払い

に充当したとしても当行は責任を負わないものとします。

- ③ 小切手、手形のコピーの金額の一部支払はしません。

第10条（支払の選択）

同日に数通の小切手、手形等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第11条（過振り）

- ① 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて小切手、手形等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- ② 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。
- ③ 第1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- ④ 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- ⑤ 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条（手数料等の引落し）

- ① 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。
- ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

第13条（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第14条（署名鑑の届出）

- ① 小切手、手形および諸届け書類は、必ず自署によることとし、その署名鑑は当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- ② 代理人により取引をする場合には、本人から代理人の氏名とその自署した署名鑑を前項と同様に届出てください。

第15条（届出事項の変更）

- ① 小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ③ 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条（署名鑑照合等）

- ① 小切手、手形、払戻請求書または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、手形、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 小切手、手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③ この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第17条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形）

- ① 小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとします。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第18条（線引小切手の取扱い）

- ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。
- ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、本人に求償できるものとします。
- ③ 代理人が自己の名義で振出したものについても前項と同様当行はその責任を負わず、また、本人に求償できるものとします。

第19条（自己取引手形等の取扱い）

- ① 手形の裏書に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第20条（利 息）

当座預金には利息をつけません。

第21条（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第22条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第23条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第25条第2項および第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第2項および第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第24条（取引の制限）

- ① 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- ② 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- ③ 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- ④ 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- ⑤ 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

第25条（解約）

- ① この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は本人の署名した書面によるものとします。
- ② 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。
- ③ 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 1. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 2. この預金の預金者が第22条に違反した場合
 3. この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 4. 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第24条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 5. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 6. 第24条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
 7. 上記1から6までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- ④ 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行がこの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。

す。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。またこの解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

⑤ 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場

合に、その通知が延着しましたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

⑥ 本人が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第26条（取引終了後の処理）

① この取引が終了した場合には、その終了前に振出された小切手、約束手形または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。

② 前項の場合には、未使用の小切手用紙、手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第27条（成年後見人等の届け出）

① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

④ 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

⑤ 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第28条（手形交換所規則による取扱い）

① この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その

緊急措置に従って処理するものとします。

- ③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第29条（規定の変更）

- ① この規定は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することがあります。
- ② この規定の内容については、契約者に通知することなく変更できるものとします。当行が変更内容を契約者に通知する場合は、ホームページへの掲示、その他当行の定める方法により行います。なお、変更日以降は変更後の規定により取扱うものとします。

以上

（2024年9月2日現在）

約束手形用法

- この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。
- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
- 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。

- 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
- 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
- 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	漢数字			
1	壹	壱	弍	
2	弍	貳	貳	貳
3	参	參		
4	四	泗	肆	
5	五	伍		
6	六	陸		
7	七	漆	質	
8	八	捌		
9	九	玖		
10	拾	什		
100	百	陌	佰	
1,000	千	仟	阡	
10,000	万	萬		

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

収入 印紙	約束手形NO.	支払期日
	金額	
振出人		支払地 支払場所
クリアーバンド		

以上

小切手用法

- この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おください。
- 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入のうえ、かならず自署してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。
- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所に姓だけを自署してください。ただし、訂正の記載などが、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
- 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。
- 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難など

の事故があったときは、当初所定の用紙によりただちに届出てください。

- 小切手用紙は、当行所定の受取書に自署のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	漢数字			
1	壹	壺	弍	
2	弍	式	貳	貳
3	参	參		
4	四	泗	肆	
5	五	伍		
6	六	陸		
7	七	漆	質	
8	八	捌		
9	九	玖		
10	拾	什		
100	百	陌	佰	
1,000	千	仟	阡	
10,000	万	萬		

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

小 切 手	
支払地	
金額	
振出日	振出人
振出地	
クリアーバンド	

以 上